

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10

第二二〇號

昭和十五年十月一日  
（毎週一回水曜日發行）

五錢

# 通報

月十號

大政翼賛會の發足

總動員體制の強化

蔣の新抗戰財源

會社經理統制令

# 報週

號日六十月十

第二一〇號

昭和十五年十月十六日發行  
總經理社會有限公司  
(每週一回水曜日發行)

五錢

大政翼賛會の發足

總動員體制の強化

會社經理統制令

蔣の新抗戰財源

# 大政翼要先見運動

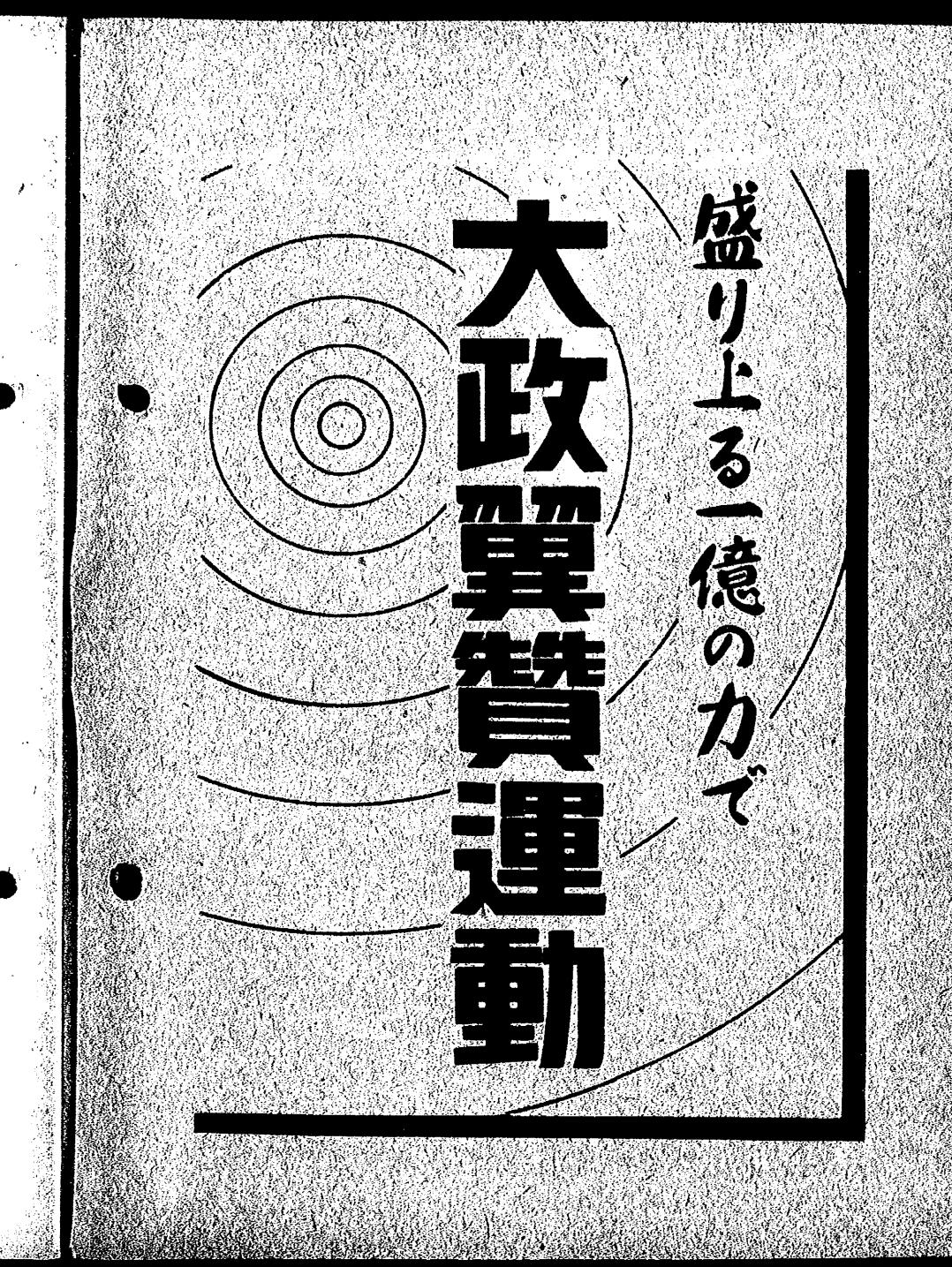
盛り上る一億の力で

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

盛り上る一億の力で

# 大政翼賛運動



報週

目次 (第216號)

十月五日(土)

マ寧南ルートの再開を松岡外務

△米に流布されてゐる松岡外務  
大臣談は全く根據なき貿易規則

省情報部長經緯を發表

十月六日(日)

△我が陸軍の精銳部隊、佛印

大臣反駁聲明を發表

十月七日(月)

△野村直邦中將に代つて清水

英首相の演説に對し、松岡外務

△金買上規則制定される

大臣反駁聲明を發表

ハノイ飛行場に進駐

△海軍航空部隊四十二次重慶爆

撃、△金買上規則公布(即日施行)

十月八日(火)

△海軍航空部隊

△紀元二千六百年特別大閱艦式

横濱沖において舉行さる、△支

△蔣介石の新抗戰財源

大臣反駁聲明を發表

△昆明を空襲、敵十四機墜落

△近衛内閣初の地方長官會議

△賛澤品販賣禁止、△天羽陸

伊大使チアノ伊外相と會談

△新支那讀本(12)

△ニューカレドニアの近狀

△天皇陛下、東大に行幸あらせ

らる、△クレーキー英大使ビル

△大政翼賛會議式舉行

農業

△新支那讀本(12)

△平安神宮西木殿在近江神宮の御鎮座祭

△金買上規則制定される

△蔣介石の新抗戰財源

△外務省情報部(三)

△ニューカレドニアの近狀

△新支那讀本(12)

△天皇陛下、東大に行幸あらせ

らる、△クレーキー英大使ビル

△大政翼賛會議式舉行

# 大政翼賛運動發足す

大東亞新秩序の建設を目指して、新日本が進む歴史的巨歩を踏み出す大政翼賛會發會式は十月十二日午前九時三十分から内閣總理大臣官舎大廣間に於て總裁近衛内閣總理大臣をはじめ、關係各閣僚、顧問、常任總裁、總務、參與、新體制準備會常任幹事、同輔佐役等が出席。嚴肅な雰氣の中に舉行された。松前翼賛會總務部長司會の下に開會が宣せられるや、まづ總員起立して宮城を遙拝、國歌「君が代」を合唱しついで近衛總裁座長席につき、紀元二千六百年の紀元節に渙發された詔書を捧讀、戰没將兵の英靈に對する感謝並びに出征將兵の武運長久祈願の默禱を捧げた上、一同着席、有馬事務總長より

私はこの運動の本質を考へ本運動の綱領となるものは、大政翼賛の臣道を盡さることにあり、これ以外に綱領も宣言もない。大政翼賛の臣道を實踐することに盡さる。

この運動は全國民の運動であり、會は運動推進の中核である。會の事務的方面については未だ完了していないが、役員、構成員の銓衡に當つては各方面の人材を集め一日も早く運動の完遂に向つて進みたい。

と同會が成立するまでの經過を報ず、準備委員會に於ける「誓」を繰返して述べ、ついで近衛總裁から別項の如き挨拶があり、最後に

と當初事務的に豫定された宣言、綱領、規約の發表は、これを取りやめ、意義ある發會式を閉ぢた。これによつて一億同胞待望の大政翼賛會は、いよいよ本格的實踐行動の發足をなすこととなつたのである。

## 近衛總裁挨拶



大政翼賛會發會式

わが國は正に一大轉換期に際會し、外に善隣との盟約を固うし、内に新體制を樹立し、大東亞の新秩序を確立すると共に、進んで世界新秩序の建設に邁進致さねばならない時が参りました。

政府は聖旨を奉戴し、現時の國際情勢に鑑み、高度國防國家の體制完遂に對して全力を擧げつゝあるのであります。高度國防國家の建設は、政治・經濟・文化等の各面に於て過去に於ける一切の殼を捨て、新らしき目標に向つて一億一心の協力態勢を整備し、又國家機構の各面をして最も圓滑なる有機的回轉をなさしめることによつて始めて可能となるのであります。

現内閣成立以來國內を擧げて、新政體の實現に對し

ます。

絶大なる共鳴と協力を得ましたことは、眞に感謝に堪へません。こゝに本日大政翼賛會發會式を擧げ、萬邦無比の國體に基づき世界に比類なき理念の上に、大政翼賛運動を本會の推進によつて發足するに至りましたことは、眞に御同慶に堪へないところであります。

申すまでもなく、今や我が國は明治維新にも比すべき重大なる時局に直面してをります。わが大政翼賛の運動こそは、古き自由放任の姿を捨てて新らしき國家奉仕の態勢を整へんとするものであります。歴史は今やわが國に對し重大なる時期の到来を告げつゝあります。大政翼賛運動の將來は眞にわが國家の運命を決するものであり、しかも本運動の遂行は容易の業ではありません。われ／＼は前途に如何なる波瀾怒濤起ると必ずこれを乘切つて進んで行かねばならぬであります。本運動の發足に當り、私はその推進的原動力となつてこの難事業の完成に協力せられる役員諸君に、衷心より敬意を表するものであります。

## 總動員態勢の強化

九・一八の價格統制令、黃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令、八・四の地代家賃統制令の四勅令は、周知の通り、一ヶ年の期限附で昨年の十月二十日から施行されたものであるから、この十月十九日で期限満了となる。では十月十二日以後の物價や地代家賃、さては俸給賃金などはどうなるであらうか？これは國民生活に重大な關聯を持つ問題であるが、一方、内外諸情勢の進展によつて國家總動員態勢は更に全面的強化を要請されるに至つてゐる。

即ち深刻な國際情勢に處して支那事變の完遂を圖り東亜共榮圈を確立するため、外交の長期的轉換を行ひ、日獨伊三國條約を締結したことは周知の通りだが、わが國の對第三國貿易がこれによつて相當の影響

各位はこの重大なる使命達成のため、挺身これに當られ大御心を安んじ奉り、忠誠の實を擧げられんことを切望してやまとざる次第であります。

最後に大政翼賛運動綱領について、準備委員の會合に於ても數次真剣なる論議が行はれたことを承つてをります。しかしながら本運動の綱領は、「大政翼賛の臣道實踐といふことに盡きると信ぜられるのであります。これ以外には綱領も宣言も無しと言ひ得るのであります。若しこの場合に於て宣言綱領を私に表明すべしと云はれるならば、それは「大政翼賛の臣道實踐」といふことである。「上御一人に對し奉り日夜それ／＼の立場に於て奉公の誠をいたす」といふことを盡きると存ずるのであります。かく考へ来て本日は綱領宣言を發表致さざることに私は決心致しました。このことをつけ加へて明確に申述べて置きます。

4

を受けることは覺悟しなくてはならない。米國は早くも屑鐵、航空機用揮發油及びその原油の十月十六日以後の對日輸出を禁止したが、この種の措置は今後續々執られるものとは思はねばならない。勿論今度の外交方針は、英米等への經濟斷交を意味するものではないが、相手方の態度如何によつては、通商貿易の杜絶といふやうな最悪の事態が發生しないとも限らないのであるから、一刻も早くこれに對処すべき措置を講ぜねばならない。

勿論軍需資材の必要缺くべからざるものは、歐洲戰爭の勃發當時からその入手難が豫想されたので、出来るだけ入手に努め、現在相當のストックはある。しかしそれで満足すべきでないことは勿論であつて、物動計畫の改訂と生産力擴充計畫の合理的再編成が何よりも急務である。

5

今後の物動計画の実施に當つては、一方に於て貿易計畫に再検討を加へ、輸入先の轉換を圖り、中南米や佛印、蘭印等からの供給獲得に努め、更に盟邦獨伊兩國との經濟提携による貿易の促進など、貿易政策の一大轉換を斷行しなければならない。と同時に他面、重要國防資源の東亞共榮圈内、殊に日滿支の圈内に於ける自給力の急速な擴充のため徹底した方策を斷行して、新事態に對処せねばならない。

従つて生産力擴充計畫なども一層重點主義を強化し、不要不急事業を整理し、產業經濟の再編成を斷行することが必然の要請となつて來る。これに伴つて國民の職業の分野にも全般的な再編成が必要となつてくる。勿論これまでにも物動計畫の實施と生産力擴充計畫の進展に伴つて轉失業對策を講じてはきたが、今日要請されるる産業再編成に對應するためには、もつと大規模なものと積極的な國民勞務の活用、再編成を行はなくてはならない。國民勞務の再編成こそ刻下的急務である。

外交轉換に伴つて、對英米關係が最悪の場合に立至つ

ても、毅然としてこれに對處するためには、以上に述べたやうに、貿易政策の轉換、事業の徹底的整理、大規模な轉失業對策など、產業經濟の全般に亘る再編成を一日も早く行はねばならない。そのためには國家總動員法の全面的發動を斷行し、各般の統制を更に強化徹底して、國家總動員態勢を強化せねばならぬのである。

政府は既に、國民徵用、從業者移動防止、土地家屋その他一般物資の價格の統制、地代、家賃、賃金及び給與の統制、資金運用及び會社經理の統制に關する十二

勅令案の準備を了し、既に總動員審議會の審議を経て、目下制定公布の手續中である。

その内容はわが國の總動員態勢を高度國防國家の完成に向けて全面的に強化したものであり、殊に會社經理に關する統制の強化と銀行に對する資金運用の命令に關する勅令は、戰時經濟體制の創期的な進展といふべきである。

各勅令の詳しい解説は公布後に譲つて、こゝに簡単にその要點を紹介することにしよう。

## 價格等統制令の改正

價格停止令は昨年の十月二十日から實施され、今日までに公定價格又は協定價格の設定されたもの實に二萬以上に上つてゐるが、何しろ商品の種類は非常に多いのでなほ相當のものが残つてゐる。そこで價格停止の期限は更に一ヶ年延長する。即ち本年の十月二十日以後も昨年九月十八日の價格以上に引上げることはできないのである。その他この一ヶ年間の實施の成績に鑑みて次の諸點を改正した。

一、九・一八價格の判定が困難な場合に、從來は賣主から申請によつて地方長官が九・一八價格を指示してゐたが、これが法律上の九・一八價格であるかどうかといふ疑義があつたので、これを改めて主務大臣が指示をすることにしてこの疑義を解消した。

一、特殊の機械類、例へば高壓ボイラ、蒸氣タービン、製鐵用機械類などのやうに一品毎に個性の強い商品には一品毎の公定價格を認めるに於いて、この場合には

取引に先だつて必ず販賣價格について主務大臣の認可を受けねばならぬこととした。この認可を受けた販賣價格が一品毎の公定價格となるのである。

一、從來の規定では取引所で取引されるる物品の價格はすべて九・一八の價格停止令の適用除外となつてゐたが、雜穀、肥料など取引所の取引價格が自山なため、やゝもすれば弊害を生じたので、この點を改正し、有價證券、生絲、繭、棉花、綿絲以外のものには本令を適用することにした。

## 土地建物價格統制令

一、從來は支那向の輸出價格にも停止令が適用されてゐたが、今度東亞輸出入組合聯合會が出來て一元的に輸出入の統制を行ふことになつたので、圓紙幣回収の目的もあり、支那向輸出入價格には九・一八の停止價格を適用しないことになつた。



時措置令は賃金昂騰抑制の應急措置で、この十月十九日で滿期となるから、この機會に兩令を一本に統合し、賃金昂騰の抑制を圖ると同時に、時局下に於ける労務者の生活の安定、労務報給の回滑を圖らうとするものである。その要點は左の通りである。

一、現行の賃金統制令は工場鑑山に限られてゐるが、廣く商品の生産配給に關係ある各種産業に適用することに範囲を擴張する。

一、雇用者は賃金規則を作つて地方長官に報告し、この規則に基づいて賃金を支拂はねばならない。賃金の計算方法と支拂方法を明確にして紛糾を豫防すると同時に行政的の監督を容易ならしめようといふのである。

一、過度の勞働に驅り立てるやうな賃金形態は制限する必要があるので、厚生大臣は賃金の算定方法、手當の給與條件その他の賃金形態について、必要な命令を發し得ることになる。

一、現行の賃金統制令でも未經驗労働者の初給賃金の最低額を定めることになつてをり、現在二十歳未滿の者

について定めてゐるが、二十歳以上の者及び未經驗労働者のみならず、経験労働者についても最低賃金を定め得ることにする。

一、日傭労働者の最高賃金を定める。これは大體に於て九・一八を恒久化したものである。現在公定される工場鑑山の未經驗労働者の初給賃金の最高額は今後も引き継ぎ採用すると同時に、未經驗労働者以外の労働者の最高初給賃金も公定することになる。

一、労働者の個々の賃金を抑へる事にしても一般賃金水準の昂騰を抑制することは出来ないから、賃金總額も制限する。一定期間に労務者に對して支拂ふ賃金を總就業時間に割當た額、即ち平均時間割賃金が、行政官廳の定めたものを超過する場合には、事業主は豫め地方長官の認可を受けねばならない。

一、手當、實物給與、賞與、臨時の給與なども統制する。賞與、臨時給與には一定の基準を定め、それを超える場合には地方長官の許可を受けることになる。

### 船員給與統制令

一、高額賃金を受ける者には、場合によつては公債支給、強制貯金などを命じ得るやう、賃金支拂の方法について命令をなし得る途を開いた。

一、協定賃金の制度を認め、更に命令によつてアウトサイダーにも協定賃金を適用し得るやうにする。

現在國家總動員法第十一條後段に基づく命令としては、「會社利益配當及資金融通令」の第十二條以下に日本興業銀行に対する資金の融通等の命令に關する規定がある。最近の金融界の情勢を見ると金融機關の有する資金を出来るだけ計畫的且つ效果的に運用する必要が増大し

てゐるので、その運用の調整に一步を進めて、右の諸規定にこれら資金運用の調整上必要な諸規定を包含させ、單一の勅令としたのが本令である。その内容は次の三項に分れる。

一、金融機關の資金運用計畫を資金統制計畫に適應させるため、必要ある場合にはこれに適當な調整を加へ得ることにしたこと。

一、金融機關のいはゆる運轉資金その他の流動資金の貸出に對し適當な調整を加へ、投機、思惑、買溜などの不健全な資金の貸出を抑制し、事業の運営上必要な資金をできるだけ潤澤に供給しようとしたこと。

### 銀行等資金運用令

一、現行の徵用令では、國民能力申告令によつて登録義務のある百三十四種の技能者に限つて徵用をなし得ることになつてゐるが、これを「軍事上特に必要ある場合には要申告者以外の者も徵用し得る」と改める。

### 國民徵用令の改正

つまり一般國民にも徵用令が適用し得ることになるのである。

一、また從來の徵用は國の行ふ總動員業務に從事させるためにのみ徵用し得ることになつてゐたが、この範囲を擴張して政府の管理する(民間の)工場事業場の總動員業務のためにも徵用し得ることになる。

### 國民職業能力申告令の改正

一、職業能力申告令改正の要點は、登録範囲の擴張に伴ふ登録手續の簡易化である。

### 従業者移動防止令

昨年三月制定された従業者雇入制限令は、工場、礦山に於ける技術者と一部経験職工の雇入をある程度制限し、これ等従業者の移動を極力抑制して來たが、最近本令の制限外の職工、鑛夫等の移動が著しくなつて來たので、從來の雇入制限令を全面的に改正強化して、従業者移動防止令とした。

現行の雇入制限令と異なる主な點は

一、從來の雇入制限令では年齢十六歳以上五十歳未満の男子を制限の対象としてゐるが、これを十四歳以上六十歳未満と範囲を擴張する。

一、從来は一つの工場に引き続き三ヶ月以上雇用され、且つ比較的熟練を要する一定の職業に從事する者だけを制限の対象としてゐたが、その範囲を擴張して、重要な事業に一ヶ月以上就業してゐる労務者は、従事する職業の如何を問はず、その全部を制限の対象とする。

一、學校卒業者以外の労務者が「前歴者」として本令の適用を受ける期間を、一ヶ年に延長する。

一、現在の雇入制限令では従業者を雇入れることだけを制限してゐるが、従業者に對し雇入を勧誘することも禁止することにした。また他人の雇入るべき従業者を勧誘することも禁止されるから、従業者を募集した後事業主に周旋することも出來なくなる。

一、事業主が人を雇入れる場合には、指定従業者である

かないかを確認せねばならぬ義務を課せられる。従つて今後は指定従業者であることを知らずに雇入れたとはいへないことになる。

一、また指定従業者は他の工場事業場に雇入れられる場合に、前歴を雇入主を通じて職業紹介所長に報告すべき義務を課せられる。従つて前歴を偽つて雇入れられることも出來ないことになるわけである。

一、また脱法行為を防ぐために、労務供給契約による指定従業者の雇入れも禁止される。

の資格を得たものを適正に配置し、更に船員の移動を防止しようとするものである。そのために遞信大臣は船舶の乗組員の數を制限し、また船舶所有者又はその組合に對して豫備員の數の制限を命ずることができる。また船舶所有者に對してその儲つてゐる船員を期間を限つて他の船主に使用させることを命じ得る。商船學校などの卒業生を儲ふ場合にはその數について遞信大臣の許可を受けなくてはならぬことになる。

移動防止については、船員を船員以外の職業に勧誘することは出來なくなり、もしこれに反して船員を儲つた場合には解雇を命ずることができる。また船員を解雇する場合には管海官廳の許可を要することになる。

### 船員徵用令

船員募集によつて必要な數の船員を得られない場合に海技免狀を有つてゐる者と船を下りて三年にならぬ者を船員として徵用し得るやうにしたのが本令である。徵用の方法は大體國民徵用の場合と同一である。

### 船員使用等統制令

一般的な労務資源の消滅と船腹の擴張によつて、船員の不足の傾向があるので、現在の船員と新らしく船員

# 會社經理統制令について

大藏省

國家總動員法第十一條に基づく會社經理統制令は、先ごろ總動員審議會の議を経て、十月二十日から施行される。國家總動員法第十一條に基づく勅令としては、既に昨年四月十日より「會社利益配當及資金融通令」が施行されたり、また昨年十月二十日からは「會社職員給與臨時措置令」が物價の一般的昂騰を抑壓するための應急的措置として一年の有效期間を以て施行されてゐる。が、今回の會社經理統制令は右の二勅令を改廢統合して、これに資金運用、經理検査等の規定を加へたものである。會社企業が今日の國民經濟に於て最も重要な地位を占めてゐることは、いまさら言ふまでもない。そして、わが國の人的、物的資源を國民經濟のために勤負するこ

とは、主として會社企業を通じて行はれており、また他の面に於て會社は資本の供給者、企業者その他の從業者等國民の重要な部分に對して其の所得の源泉となつてゐる。従つて會社企業の經營の適正を圖ることは、會社そのものの利益のために必要なばかりでなく、國家の全體目的達成のために不可缺の要件であると言はなければならぬ。即ち會社企業は、それを通じて人的、物的資源の活用が行はれ、又それを通じて適正な所得の分配が行はるべき機構であつて、會社は本來かくの如き責務を分擔することを以てその存在の條件とするものである。わが國經濟を高度國防國家の建設に順應するやうに規制し編成することが、わが國によつて喫緊の要務であることは今さら言ふまでもないが、この目的を達成す

るためには會社經理の適正を圖ることが最も重要な要件の一つである。

以上の如き理由により現行の二勅令に再検討を加へ、「會社利益配當及資金融通令」に關しては利益配當制限方法の合理化、經費支出、資金運用その他經理の指導監督の徹底並びに強化を主眼として改正を爲し、「會社職員給與臨時措置令」に關しては給與の適正化、購買力の膨脹、抑制及び商品原價の昂騰防止を主眼として改正を施し、

以下、その内容について簡単に紹介する。

## 總則

先づ此の勅令の冒頭には、會社は國家目的達成のため

### 利益配當の制限

會社の利益配當の統制については、大體現行法と同様の建前をとつてゐるが、次の點は現行法と異なるものとして注意を要する。

- (1) 現行法に於ては、原則として昭和十三年十一月三十日以前一年以内に最終に決定した利益配當の率を以て基準配當率としてゐるが、この考へ方を改め、直前事業年度の配當率を基準とすることとしたこと。
- (2) 新たに自己資本といふ概念を探用したこと、即ち自己資本に對し年百分の八を超える利益配當をしようとするときは許可が要ることに対すると共に、自己資本に對し年百分の五までの利益配當は自由としたこと。
- (3) 經理の實情に照らし必要ありと認めるときには、將來の配當率につき適當なる率を指定し得ること。

即ち改正法に於ける利益配當に關する規定を要約する

と、第一に年六分又は自己資本に對し年百分の五までの配當は自由である。第二に原則としては現行法の通り一割に達するまでは年一分づゝの増配は自由である。但したとへ一割以下であつても積立金の少いために自己資本に對し年百分の八を超える場合には一分づゝの増配は爲し得ないこととなる。次に、第三には、自己資本に對し年百分の八を超えるが如き高率配當を爲す場合は、毎期許可を受けることを要し、これ等高率の配當は運用の方針として漸次引下げられることとなる。(自己資本に對し年百分の八は拂込資本金と積立金との割合を四對一とすれば配當率一割に相當することとなる。統計について見ると拂込資本金と積立金との割合は平均大體四對一乃至五對一である。)

第四には、會社の利益から見て配當金が過大なりと認められる場合、會社の資金の必要から考へ自己資金を蓄積することが必要ないと認められる場合等には、將來の配當率につき適當と認める率を指定することができ

る。

こゝに自己資本の大體の觀念について一言附け加へておきたいと思ふ。自己資本とは拂込資本金及び積立金(會社が利益金處分等により留保した金額をいふ)の合計金額から繰越益金を含みいはゆる秘密留保及び當期の益金等は包含しない。なほ多額の償却を爲した會社が利益配當に關し不利益となることを救ふために、課税上いはゆる否認された金額は、これを自己資本に加算し得ることとするともに、他面、償却過少なりと認めらるるもの等についても、一定額を自己資本の計算に算入せしめざることを得るやうにする豫定である。

なほ積立金に關し主務大臣は會社収益の狀況その他經理の實情に照らし必要ありと認めるときは、會社に對し法定準備金の外特別の積立金の積立を命じ、又その運用方法として國債を保有せしむる等必要な命令を爲し得る旨の規定がある。

### 役員及び社員と給與の統制

役員、社員の給與に關しては其の適正化を圖ること、

インフレーション防止の見地から現金所得を規正すること

と、及び物價政策に應じ一定額以上は経費として經理せしめざることによつて商品原價の騰貴を抑制すること等に留意し、また給與令施行一年間の實績をも参考して

改正を圖つたことは冒頭に述べた通りである。

一、役員の給與

先づ役員いはゆる重役の給與は、(イ)報酬(ロ)賞與(ハ)退職金(ニ)臨時給與(ホ)雜給與に分けて統制することになつてゐる。即ち

(イ)報酬。

役員報酬は原則として會社の役員の全體につき直前の事業年度に於て支給した報酬の合計金額を基準とし、これが超えて支出する場合は許可を受ける必要がある。現行法は、別に最高限度を定める準則主義に依つてゐるのであるが、改正法は總額を抑へ仕事の分量を標準として考へることにした。従つて會社が役員を増加するとは自由であるが、仕事の分量の増えぬ場合には報酬は

原則として増額されない。

### (ロ)賞與

役員賞與は報告書を基礎とした統計を參照して拂込資本金の額に應じ、一定割合を賞與率として法定し、これをその期の純益金に乘じたものを以て法定賞與額と名づけ、これを基準とすることを建前とした。たゞ、前期の賞與額が此の法定賞與額よりも少い場合には前期賞與額の二割増とし、一足跳に法定賞與額までを支給することは出來ないことをとなつてゐる。

賞與の基準となる純益金とは、いはゆる償却後にして稅金を支拂はぬ前の益金とし、また經常的ならざる利益の中特定のものはこれを除くこととなる見込である。

### (ハ)退職金

次に退職金については、現行法は準則主義により準則のないものについてはこれを臨時の給與として取扱つてゐるが、改正法では一定の限度を超えない場合又は主務大臣の許可を受けた準則により支給する場合は、許可を受けることを要しないこととした。

## (一) 臨時の給與

また臨時の給與に關しては、現行法に於ては全部又は大部分に對し支給する場合、しかも一定の限度を超える場合に許可を受けることを要することとしてゐるが、改正法では役員については總て許可を受けることを要することとした。

## (ホ) 雜給與

次に以上に説明した以外の給與、例へば在勤手當、社宅手當等は「雜給與」として準則主義に依らせる。

## 二、社員の給與

次に社員の給與は(イ)基本給料(ロ)特殊の手當(ハ)賞與及一般的の手當(ニ)退職金(ホ)臨時の給與に分けて統制する。

(イ) 基本給料  
先づ基本給料に關しては適正と認められる初任給及び昇給の標準を法定することとした。

即ち初任給については學歴別及び職務系統別に法定し、轉職者に對しては前職の基本給料に一定割合を加へ

た金額又は一定金額に學校卒業後の年數を乗じた金額を以て限度とする。

初任給は例へば事務系統についていへば、大學卒業者七五四、専門學校卒業者六〇圓、中學校卒業者四〇圓となる見込である。

また昇給率は基本給料の年7%程度を毎年の昇給合計金額とし、その範圍内に於て抜擢等は會社の自由とする。

なほ、現在不當に低い基本給料を支給する場合は、そのままこれに對し適正昇給率を適用することは不適當であるから、基本給料を適正なる水準に引上ぐるための昇給は許可する方針である。

## (ロ) 特殊の手當

次に在勤手當、危険手當、居残手當、食事手當等の特殊の手當はすべて準則主義によらねばならない。

なほ、特殊の手當の一として一定額の家族手當を命令を以て定め之を準則により支給することを認めることがとした。即ちこの家族手當は次に述べる一般的手當には算入しないのである。

## 経費及び資金

(ハ) 賞與及び一般的手當  
現行法では手當は準則主義、賞與は前年同期と同率といふことにしてゐるが、改正案では賞與及び前述の特殊の手當以外の一般的手當、即ち例へば期末手當、物價手當等の手當はこれを合算して、一年につき基本給料の九ヶ月分を超える場合は原則として許可を要することとなる見込である。但し國債等で支給するなど、命令に定める方法により一定の範圍内に於て支給する場合及び特に許可を受けた場合はこの限度を超えても差支へない。しかしこの場合には其の限度を超えた金額については、會社はこれを経費として經理することを得ず、従つて商品の原價には算入されないのであつて、またこの超過額は利益金として課税の対象となることとなる。なほ基本給料が低く賞與又は手當の多い會社は適宜賞與又は手當の一部を基本給料に組替へさせる方針である。

(二) 退職金  
社員の退職金は、すべて準則主義によることとする。(ホ) 臨時の給與

最後に臨時の給與に關しては、社員の全部又は大部分に對し、時期を同じくして支給する場合は許可を受けることを要する。

なほ、役員又は社員の給與及びその支給方法の適正を圖るために、必要ある場合には會社に對し、役員又は社員の給與の金額又は支拂方法に關し必要な命令を爲し得る旨の規定がある。

次に経費及び資金に關する規定について説明しよう。先づ機密費、交際費、接待費、廣告宣傳費、寄附金、福利施設費、研究費等は、毎事業年度會社から支出の豫定額を報告させ、これに對して必要な統制を加へ得るととした。

また利益處分に關する統制の強化に伴ひ、會社の経費の支出を一層適正ならしめることが是非とも肝要であるので、會社に對し経費支出に關し必要な命令を爲し得る旨の規定を設けた。

なほ、償却に關し會社一般に對し一定標準による固定資産の償却を命じ得る旨の規定があるが、これは「銀行等資金運用令」による金融機關よりの流動資金の統制に關し充分に考究する必要があるので、施行を遲らせることになつてゐる。

會社經理統制令には一定の限度を超える有價證券の取得または處分、特許権、鑄業権等いはゆる無形財産の取得または處分、資金の貸付または借入につき統制を加へる規定があるが、これは實質上は現行の臨時資金調整法の補完的規定である。

即ち金融機關、有價證券業者等を除く一般事業會社につき株式の取得處分を統制することとなつてゐる。即ち事業會社が相當多額の株式を取得した時は處分する場合、特定の會社の三分の一以上の株式を取得して、その會社の支配権を取得する場合、子會社が親會社の株式を取得する場合等につき規正を爲すこととなる筈である。

また、一定金額以上の特許権、鑄業権または漁業権の取得處分を許可制にした。

なほ、事業會社について一定額以上の資金の貸付又は

借入を許可制になし得る旨の規定であるが、これは「銀行等資金運用令」による金融機關よりの流動資金の統制と相俟ち、事業會社の金融機關以外よりの新規借入又は貸付につき一定額以上を許可制にするものである。なほ

特定の會社につき主務大臣が其の會社の營業規模等に照らし借入金の限度を定め得る旨の規定がある。

次に會社の經理を適正ならしめるため必要ある場合に是、會社に對し餘裕資金の運用に關し必要な制限を爲し得る旨の規定があり、例へば會社に餘裕金のある場合にこれを以て國債等を買入るべきことを命じ得ることになつてゐる。

また、會社に對し法定準則による財産目録、貸借対照表、損益計算書及び原價計算書の作成を命じ、又必要な場合には勘定科目及び帳簿組織の様式を指定し得ることとなつてゐるが、これ等の規定は施行を後らせ充分に研究することとした。

なほ、會社を指定して決算に關し監査を受くべき旨を命じ得る。そして、決算に關し監査を受くべき命令を受けた會社は當該官吏の監査を受けた後でなければ利益金の處分を爲し得ない。

最後に本令による許可、指定、命令等の處分にして事業の重要なものは「會社經理審査委員會」の議を経べきものとなつてゐる。即ち現行の「會社利益配當令」に於ては「利益配當審査委員會」、「會社職員給與臨時措置令」に於ては「職員給與臨時措置調查委員會」を置き、認可、許可等の事務を迅速圓滑に處理してゐるのであるが、この「會社經理審査委員會」はこれに代るものである。

なほ、前述の有價證券の取得又は處分等に關する規定

は、臨時資金調整法の補完的規定であるので、資金調整の審査方針との調和を圖るためにこの規定による處分

は臨時資金審査委員會の議を経べきものとした。

以上を以て會社經理統制令の概略を説明したが、本令は十月二十日から實施される關係上、その後に總會を開く會社も、利益配當、役員賞與等に關し本令の適用を受けることになることになるが、この場合には日取等の關係上本令の許可を條件にして總會の決議を爲すことも已むを得ないとと思ふ。

配當を制限し、給與を統制し、經費の支出を適正ならしめるのも、結局は現下の重大時局を乗り切つて國運の伸張を圖らんがためである。この精神が高揚されてこそ本令の運用も圓滑に行はれるのである。たゞ本令の規定するところは、既存の企業運営の慣習に對し重大なる影響を與へる點も多いのであるから、本令の施行に當つては會社經營の現状に對し、急激な變動を與へて企業の萎靡沈淪を招くことなきやう充份留意する考へであるが、國民各々も本令の目途する所をよく理解され、その圓滑な施行に協力されることを望んでやまない。

平安神宮西本殿並に  
近江神宮の御鎮座祭

内務省神社局

本年は紀元二千六百年の佳き歳に當るので、これを光輝ある機會として新殿を造営し、莊嚴なる御造座祭を執り行はれたものは相當多數にあるが、最近には、平安神宮に於て孝明天皇を、近江神宮に於て天智天皇を、各、その御祭神として奉齋する御鎮座祭が行はれる。

百年記念大祭を機会に、明治二十八年を以て鎮座せられた  
のであるが、今度御模様替かたさまようかわを申上げ、桓武天皇を東本殿に  
奉祀し、別に西本殿を設けて、新たに孝明天皇を奉祀する  
こととなつたのである。

の御勤務もあらせられず、悠然として在しましたとの御事であつて、いかなる難局に立たせられても物に勤ぜさせ給はぬ御態度<sup>志度</sup>が、延いては國民の覺悟を強め、氣魄<sup>氣魄</sup>を高め、遂に上下一致協力<sup>一徳一力</sup>して非常の時局を凌ぎ通すことを得たのである。

強大なる外力の侵迫に對してわが日本が微動だもしなかつたについては、日本國民たるもの永久に孝明天皇の御移威を景仰し奉らねばならぬ。

なほ又、天皇は敬神の御金甚だ篤くあらせられ、平素より神宮の御諸儀は勿論、各所の神社の舊儀復興にも太御心を盡させ給うた。また臣民をいたはらせ給ふ仁慈の大御心殊に深くあらせられ、嘉永三年の京都大洪水、安政二年の關東大地震に當つては、いたく御軫念あらせられて、萬民安穩の祈禱を七社に命じさせ給ひ、文久元年物價騰貴の際には、幕府を督して窮民救恤の事を實行せしめられた。

このやうに、神を敬ひ民を慈ませ給ふ御聖德は、誠に惟神の至徳を具へさせ給うた現人神とひたすら尊み仰がれ

孝明天皇が御聖徳高き天皇に坐しました御事は、今更申述べるのも恐れ多い次第であるが、殊に天皇が江戸時代末期、内憂外患交々至る時代に御世をしろしめして、深き御転換の中にも毅然として、國威の發揚、國力の發展を圖らせ給ひ、變轉極まり無かつた時世の基柱とおなり遊ばして、克く正しきを保持し、皇政復古、明治維新の大業の確を定めさせ給うた偉大なる御行實は、われく臣民の感激に堪へない所である。

元治甲子の兵亂の際には、砲彈がしばり御所の上空まで飛來して危険この上もない有様で、廷臣等の恐懼は甚だしく、狼狽の極に達したが、その場合にも、孝明天皇は少し

孝明天皇は、平安京最終の天皇に在しますの故を以て、その御神靈を奉齋する神社を京都に奉祀せられたいとの熱望は從来甚だ熾烈なるものがあつたのであるが、昭和十三

昭和十三年五月一日右祭神二  
一官幣大社平安神宮

昭和十三年五月三日

と告示せられ、紀元二千六百年といふ此の光輝あつて、しかも初めて平安京を開き始へ（皇國文化）

じ境域に神鎖まらせ給ふこととなつたのは誠に  
恭次

かくして同年六月二十二日には御假殿の地鎮祭が先づ執  
行せられ、續いて七月二十一日ては同じく上東祭、十一月

せられたが、次いで八日には舊本殿の取解祭があつた後、十一日には本殿地鎮祭が行はれ、翌十四年三月二十四日に至つて本殿木造始祭、十一月四日に上棟祭が盛大に執行せられたのである。

御鎮座祭は十月十九日を以て行はれるが、本年は東京代々木に御鎮座あらせらるる明治神宮の御鎮座二十周年に當り、同神宮でも来る十月三十一日より十一月四日まで特に嚴肅なる御祭儀を執行せられるると相前後して明治天皇の御父帝に在す孝明天皇の御鎮座祭が行はれるのは、誠に意義深き御事と拜せられるのである。

× × ×

次に近江神宮の御鎮座祭は来る十一月上旬行はれる豫定である。同神宮は今回新たに創立せられたものであつて、御祭神としては、天智天皇を奉齋すること前述の如くである。天智天皇が中興の聖主であらせられ、その鴻光威烈を萬世の後にまで輝かせ給ふ御事は、全國民のひとしく瞻仰し奉るところであるが、殊に皇極天皇の四年六月十

に、いはゆる庚午年籍の制を定めて、後代に戸籍を作る道を開示せさせ給うたのである。

なほ天智天皇が日本文化史上に残させ給うた御聖業は頗る高大であらせられるが、その概略を申上げると、從來輸入された唐宋文化を十分に日本化して、これを現實の國民生活に適應せしめ給うたのである。外來の漏刻器に新工夫を加へて、御親ら創製あらせられたのは太子時代の御事であつたが、御即位あらせられるとともに、それを新臺に置いて、國民に正確なる時の觀念を知らしめ給うたものである。

天智天皇奉祀の神社を滋賀縣大津市に創立して御社名を近江神宮とし、御社格を官幣大社に列せらるゝ旨を仰せられたのは、平安神宮へ孝明天皇御増祀のことを仰せ出されたのと同じく昭和十三年五月一日であるが、これを近江神宮と申すのは天皇の御治世六年の三月に都を大和國の

二日、なほ中大兄皇子と仰せられた御時に、中臣鎌子連と謀を合せて、遊賊蘇我入鹿を説伏し、天闕を削めさせ給うたのは、後の大化革新の端緒を開かせ給うたものである。

大化の改新は、就中その最も偉大なる御業績であつて、一部豪族の擅私を制して、名分を正し、國家を崇國惟神の状態に復させ給うた孝德天皇の御新政は、太子の御獻替に因るもの極めて多いのである。その他なほ天智天皇がその太子時代に力を致させ給うた御事績は、こゝに擧げ盡せないが、それら成績の總べてを更に大成させ給うたのは、御

即位以後であらせられる。

即ち外に向つては、汎く對外の國策を調整せさせ給ひ、内には政治的新體制を完備して、御大政の上に激刺たる新生命を發現せしめ給うた外、大津御遷都を御斷行あつて人心を一新せしめられ、更には又、冠階の御制定、近江律令の御制定等によつて、時代を秩序づけたまひ、また新たに

飛鳥から近江國の大津に遷して其處に皇居を置かせ給うた事に發してゐる。

乃ち當時の都たりし大津京に地を譲んで、現在の大津市錦織町南瀬賀町を今回官幣大社近江神宮の鎮座地と決定せられたのであつて、地鎮祭が行はれたのは、時の記念日、即ち昭和十三年の六月十日であり、次いで同年十月二十一日には木造始祭が執行せられ、翌昭和十四年五月十日には立柱上棟祭が執り行はれ、かくて愈、今回御鎮座祭が行はれることとなつたのである。

今や昭和の御代しろしめす御聖文武なる天皇陛下を仰ぎ奉つて、日本臣民の總員が敬神報國の精神を大本として緊密に結束し、大政を翼賛し奉らんとする時に當つて、平安神宮と申し、近江神宮と申し、國運の昌隆、文化の發展に、多大の恩寵を垂れさせ給うた天皇を奉齋する神社の造營成り、相踵いで御鎮座祭が舉行せられて、神威の赫耀を仰ぐに至つたのは誠に有難き極みである。

## 金買上規則が制定された

☆この際、みんな金を政府に賣らう☆

わが國は今や世界的大轉換期に際し、眞に未曾有の時局に直面してゐるのであつて、先般わが國とその意圖を同じくする獨伊兩國と相提携し、大東亞共榮圈の確立に向つて邁進することとなつたのであるが、この共榮圈の確立は決して一朝一夕にして出来上るものではなく、眞に臥薪嘗膽、忍苦十年の心構を必要とするのである。即ち、大東亞共榮圈の確立のためには、この圈内で國防資材を始め重要物資の割期的増産

が現實に出来ることが必要なのであります。これが出来上るまでは、從來よりもかつて更に多額の物資資材を海外から輸入しなければならないのである。しかるに、最近の第三國に對する輸出はだん々窮屈となる處があるのであつて、わが國にとつて、海外からの必要物資輸入資金としての金は、以前に増して重要な位置にあるのである。

幸ひ昨年五月開始した地方廳を中心とする金の集中運動は、國民の金買上規則を経て、十月十日產金法で員會の議を経て、十月十日產金法で金買上規則を制定した。

熱誠なる協力によつて極めて良好な成果を挙げたのであるが、本年、殊に四月以降の金集中の成績は左程

芳しくない状況となつてゐる。昨年七月一日現在で調査した金所有申告者のうち、今日なほ賣却してゐない人が未だ相當多數に及ぶ有様である。金集中運動は全國民が總力を擧げて協力すべきものであることは固より當然であつて、これを不徹底のままに放置することは、國家總力戰の見地から考へてもよいことではないから、その徹底を期するため金委員會の議を経て、十月十日產金法で金買上規則を制定した。

### 金買上規則の骨子

ラム當三圓八十五錢、一枚十四圓四十三錢七厘五毫の割合によることに明すると、この金買上規則の骨子を簡単に説明する。

その第一は、大藏大臣は必要があると認めたときは何時でも、金印き金地金及び古金貨幣外國金貨その他の金製品並びに金質幣を、政府又は日本銀行その他大藏大臣の指定する者に、何日までにどういふ手續で賣却すべしと命ずることが出来るのである。たゞ金地金については、金の品位が千分中二百五十分の六金以下)のもの、金製品については賜出、國寶及び重要美術品には賣却を命じないことになつてゐる。

要するに、政府から賣却を命ぜられた場合の金の賣却額はどんなものでも、またどんな場合でも、すべてその中に含まれる金の純量についてグラム當三圓八十五錢即ち、一枚十四圓四十三錢七厘五毫の割合によつて算出した金額とすることに、去る九月九日の金委員會で決定されてゐる。

こゝで「美術的價値大なるもの」とは、重要美術指定品に準すべきもの、その他美術的價値大なるものを言ひ、「骨董的價値大なるもの」とは骨董品としての市場價値の大なるものを言ひ、また工藝的價値大なるものは、名工何々の作と言ふやうに工藝的價値の大きいものを言ふの

法律上政府の買上價格即ち、純金グラム當三圓八十五錢については、

命ぜられた金製品が工業用、醫藥用、

である。このやうなものについて、  
賣却せざることの許可を受けよう  
するときは、次の事項を書いた許可  
申請書を大藏大臣に提出しなけれ  
ばならない。

一 申請者の住所、電話番號、職業及  
び氏名又は商號

二 許可を受けるとする物の種類、態  
様、個数又は枚数、全量及び推定含  
有金量並びに買入年月日及び買入  
額

三 許可を受けるとする事由の詳細

四 買却命令書の番號及び到達月日

五 その他参考となるべき事項

なほ大藏大臣は、審査の上で必要  
があると認めたときは、許可の申請  
した者に現品の送付を命ずることが  
ある。

この許可申請があつた場合には、  
大藏大臣は金委員會に詮問した上で  
許否を決定することになつてゐるの  
である。

なほ、この許可申請書を提出した  
者については、大藏大臣の許可の決定  
通知があるまで、又は不許可の決定  
通知を受けた日から一週間以内は賣  
却を猶豫されるのである。即ち、許可  
申請に對して大藏大臣の許可があれ  
ば勿論賣却しなくてよいのである  
が、不許可の決定を受けた場合には、  
その通知を受けた日から一週間以内  
に賣却しなければならない。

第三は、金製品、金貨等の譲渡その  
他の處分が制限されることである。即  
ち、金地金については、金の合金や濱  
金は、既に金使用規則によつて政府  
に賣却しなければならない。

第四は、大藏大臣は必要に續じて  
金の保有状況について報告をとつたり、  
また官吏をして検査をさせることが出來  
る。これによつて地金商とか時計商  
のやうに金製品を取扱つてゐる者の  
外、普通一般の者についても、必要  
ことが出来ないことになつた。

があれば検査することが出来るこ  
とになつたのである。  
この規則は昨年三月の議會で改正  
になつた產金法の規定に基づくので  
あつて、若しこの規則に違反し、金の  
賣却命令があつたにもかゝらず賣  
却しなかつたり、金製品を前に述べた  
者以外に賣つたりした場合には五千  
圓以下の罰金に處せられる。またそ  
の金の値段の三倍が（例へば、一萬圓  
と言ふやうに五千圓を超えるとき  
は、その三倍以下（即ち右の場合には  
一萬圓以下の罰金に處せられるこ  
とがあるから、十分に注意を要する。

**金の最終的賣却勵奨**

これが檢査することが出来るこ  
とになつたのである。  
この規則は昨年三月の議會で改正  
になつた產金法の規定に基づくので  
あつて、若しこの規則に違反し、金の  
賣却命令があつたにもかゝらず賣  
却しなかつたり、金製品を前に述べた  
者以外に賣つたりした場合には五千  
圓以下の罰金に處せられる。またそ  
の金の値段の三倍が（例へば、一萬圓  
と言ふやうに五千圓を超えるとき  
は、その三倍以下（即ち右の場合には  
一萬圓以下の罰金に處せられるこ  
とがあるから、十分に注意を要する。

しかし、本來金の集中と言ふやう  
なことは、國民全體が自發的に協力  
實に金の賣却を命ずる場合には、い  
はゞ金の召集令狀とも言ふべき大藏  
大臣の金賣却命令書が送達されるわ  
けである。

應じて金の強制賣却を命じ得るとい  
ふ態勢を整へたものであつて、現  
に金の賣却を命ずる場合には、い  
はゞ金の召集令狀とも言ふべき大藏  
大臣の金賣却命令書が送達されるわ  
けである。

金賣却期日が附されてゐるのであつ  
て、この期日までに金を賣却した者  
は金賣却證明書を特別のやむを得  
ない理由から賣却し得ない者は、賣  
却し得ないとの理由書を提出する  
ことになつてゐる。且つこの金賣却  
期日前適當期間をその地域の「金な  
き町建設期間」とも言ふべき金賣  
却強調期間として、その期間中に金  
賣却勵奨委員が各戸について、この  
重大時局に顧みて、金は總て國家に  
捧げるやうに獎め、都市によつては  
財團法人戰時物資活用協會が鑑定で  
即金賣上を行ひ、また銀行その他の  
出張取扱といふやうな便宜を圖ること  
になつてゐる。

なほ、昨年の七月一日の調查期日  
にちやうど内地に居なかつたり、或ひ

はその後になつて探し出したといふやうな種々の關係から申告してない金を持つてゐる人もあることと思はれるので、この申告済の金もこの最終的金賣却期間には是非全部賣却するやうにして貰ひたいと望んでゐる。まだ金を賣つた代金はこれで必ず之を貯蓄するやうにしていただいたいのである。持つてゐた金製品は國家に捧げ、その代りに國債等を買へば金報國の記念になるだけなく、御國に對しては「一石二鳥」の御奉公となるわけである。

思ふに、金と言ふものは、古来いさといふ時の役に立てるために貯へられてゐたやうである。軍用金、刀の金の錠等、いづれも戰時に際して役

立たしめる爲めのものである。また先祖傳來の家寶も、一家の浮沈に關する變事が起つた場合の用意に代々傳つてゐるものが多いやうである。今日「金」を持つてゐる人の中には、それが記念品であるとか、親の形見であるとか、或ひは先祖傳來の家寶であるからといふやうな理由で賣却を躊躇つてゐる向もあるかと思はれるが、今日は宋會有の重大時局であつて、白金にも黃金にも勝つてこれほど尊

いものはない我が子や我が身の生命さへ、喜んで國家に捧げつゝある。今回の金の最終的賣却に際して、金はすべて國家に提供して、この時局に貢獻され、金賣却として終らんことを切に希望する。

(寫) (眞) (週) (報) 十月十六日號

☆天皇陛下東京帝國大學に行幸

☆學生生活もこのやうに

☆紀元二千六百年奉祝美術展

☆佛印進駐のアドルーム廣東に上る

☆英本土艦航行ードイツ艦隊の記

☆常會は新體制の玉藻石

讀物ページ

△アメリカはどう動いてゐるか △大政翼賛運動を語る(下)(有馬伯)

△科學と日本(山本忠興) △今が後發の金の御奉公(明治三)

(火野景平) △漫畫・その他

## 蔣介石の新抗戦財源

外務省情報部

### ビルマ・ルート再開の意義

して注目すべき行動である。

去る九月二十五日アメリカ輸出入銀行は「重慶政府に二千五百萬米ドル(邦貨に換算すれば約二億七百萬圓)の借款を與へることとなつた旨發表し、また同日アメリカの聯邦融資局長官は「今回の借款は、數年に亘り支那側が米國金物貿易會社へタンクステン鍼を対渡すことによつて償却され、タンクステン鍼の價格は市場の情勢により、そのときぐに決定する。なほ重慶政府はこの借款をもつて外國為替資金に充當するといつてゐる」と發表したことが、各新聞紙上で報せられた。これはいふまでもなく蔣介石の抗戦を援助するものであつて、皇軍の佛印平和進駐や、わが國と蘭印との交渉に對抗牽制を試みようとするものと

越えて二十七日に至り日獨伊三國條約が締結せられ、さら以前から、かくなるであらうと豫想されてゐた雲南・ビルマ公路が再開されることになつた。これについて外務省情報部は十月八日次の如く發表した。

「十月八日午前クレーギー英國大使、松岡外務大臣を來訪し本國政府の訓令として、英國政府は来る十月十七日期限満了すべき滇緬公路輸送禁絶に關する日英間取極を更新するの意向を通達の上辭去せり。

滇緬公路の滇は雲南省の別名、緬はビルマの漢字緬甸の頭文字で、雲南省の昆明からビルマのラシオに至る道路である。この滇緬公路は、去る七月十七日の有田・クレーギーの協定成立の結果、その翌日より向ふ三ヶ月間輸送が禁絶

されることになつてゐたのであるが、この輸送途絶にはアメリカは當初から反対してゐた。佛印の通路を絶たれ、次いでビルマ経由路を塞がれた蔣政権は、海洋との聯絡が全然なくなり非常に窮地に陥つたので、アメリカの袖に縋りいギリスに多方懇願するなど、あらゆる手を盡してその再開運動をやつてゐたのである。この道路の開禁により蔣政権は再び海路との聯絡が出来、武器弾薬、飛行機、自動車その他必需品が補給されるものとして有頂天になつて喜んでゐるが、皇軍の佛印進駐はこの歎呼を粉碎するに十分であることを彼等は知らないであらうか。またこの道路は、二千五百萬米ドル借款償却のためのタンクステン鉛輸出にも使用しようと重慶政府は考へてゐる。

### 支那とタンクステン

タンクステンは周知の如く電球、装甲板、砲弾、銃砲などの製造用に供せられる特種鋼を造るために用ひられ、工業特に重需工業の重要原料である。かゝる重要資源が支那のどの地方に埋蔵されてゐるか、どのくらいの埋蔵

量があるか、過去及び現在の採掘ならびに輸出状況如何等についてその概略を書いてみよう。

支那でタンクステンを採掘するやうになつたのは前回の世界大戦勃発後のことで、最初に手をつけられたのは河北省の撫寧、遷安の一縣であつた。當初は盜掘によつてその鉛石が天津その他の港から少しづゝ輸出された。同鉛山には、わが中日實業公司ならびに大倉洋行が遼早く着眼し、採掘権獲得の手續を取つてゐたが、北京政府はタンクステンの國有を規定した法令を公布したので、その運動は翌年にかけて江西、湖南、廣東の三省でタンクステンの鉛山が發見され、次いで廣西、福建、雲南の諸省からも採掘されるに至つた。

要するに、前回の世界大戦がタンクステンの需要を激増せしめ價格を暴騰せしめた結果、支那産タンクステンの登場を誘導したのであつた。

### 埋蔵量と輸出量

支那産タンクステンの登場の歴史は比較的新らしいが、江西、廣東、湖南三省省境地方を中心鐵區とし、その埋藏量が豊富であることによつて急激な進出を見るに至り、十三年後の一九二八年には、世界全產額二、五三四トンの中で八、九一四トンは支那から產出し、その率は實に百分の七十一強の優勢を示すに至つたが、その後は採掘率が低減して一九二九年以後支那事變發生前までの支那產出率は、大體世界總產額の五割を上下してゐたのである。しかして最近十年間の輸出數量及びその價格は次の如き數字を示してゐる。

年次	輸出量(噸)	價格(元)
一九三一	六八〇七	四七〇八二四
一九三二	二〇四四	一〇〇九三八
一九三三	五四五五	三四七九七五
一九三四	四六三一	六三五三九九
一九三五	六六六八一四四	六六六八一四四

のルーター電報は、支那のタンクステン年產額は合計一萬六千噸で、その内譯は江西省八千噸、廣東省四千噸、廣西省二千五百噸、湖南省一千二百噸、雲南省一千噸と報じてゐる。從前一萬噸以上を產出した年度は一九一八年の一萬當量が產出してゐることなどを考慮に入れて想像すれば、到底百萬噸そこそくではあるまい。なほ九月三十日重慶設

資源委員會は、増産、品質その他について改善を期する

變化した。

國別	一九三一年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	至十二月
獨逸	二三、五五	二三、五五	一四、八五	一四、六四	一四、六四	一四、六四	七
香港	二三、五五	二三、五五	二三、五五	二三、五五	二三、五五	二三、五五	八
米	二三、五五	二三、五五	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	九
佛	二三、五五	二三、五五	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇
英	二三、五五	二三、五五	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一一
其	二三、五五	二三、五五	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一二
合計	二三、五五	二三、五五	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一〇、九〇	一二
他							
國							
港							
國							
他							
國							
他							
計							

ため強度の統制を行ひ、湖南、廣東、江西の各產地に鎳業  
管理處(銷はオオル・ラムの譯字即ちタングステン)各省產の鎳  
砂は同處において業者から一定の價格で買取り、商人が勝手  
手に輸出することは出来ないやうになつてゐる。業者は數  
量に應じて税金を納入せなければならぬが、政府は技術  
上の指導による援助を與へることである。これは採掘  
方法が原始的で、近年來各國の軍備擴張に伴ひ、タング  
ステンの需要が激増した結果、到る所で掘り易い地點を選  
び、ひたすら眼前の產量增加を圖るために鑛山は荒され、  
品質の良くないものを掘出すからである。

海外への輸出路

向が大部分を占めてゐたが、一九三二年に至り同國が關稅を引上げ、それがために利益が薄くなつた關係からその後は主として歐洲各國に仕向けられるに至つた。すなはち左表の示す如く一九三三年——一九三七年の輸出先は大いに

右のうち香港は中繼貿易であるから、その再輸出先を調べて見なければ的確な數字は得られないが、ドイツに大量の鍛砂が輸出されたことは今から顧みてなるほどと思はせる。一九三八年以後は輸出の殆んど全部が一先づ香港に輸出せられ、その大部分は當初英、佛、米に仕向けられてゐたが、近來は専ら米國に再輸出せられる、と支那新聞は報じてゐる。

タンクステンの輸出港は、元來廣州(廣東)、上海、漢口、

に進出するに及び、その以前に揚子江を經て海外に運送されてゐたものも全部南方に運ばれ、大體において廣州に集まるところとなり、廣州陥落後は廣東省の他の港から香港に仕向けられるものと、雲南省及び廣西省から佛印に送られるものとの二つの系統になつたが、海上封鎖が嚴重になるにつれ佛印經由の數量が一層増加し、それが一先づ香港に仕向けられてさらに再輸出せられるものもあれば、また直接米國その他に輸送されるものもあつた。しかるに佛印が封じられ、さらに滇緬公路が不通になつた結果、やむを得なければ、西北ルートによりシベリア經由で米國に運送しようととも考へて見たが、それでは運賃が高かつて引合はないのでどうしたものかと悩んでゐた際に、いよいよ近く滇緬ルートが再開されることになつたので非常に喜んでゐるらしい。またイギリスが積極的援蔣に逆戻りしようとしてゐる點から察して、香港の對岸九龍(二平方マイル強は英領——一八六〇年割譲)その附近の陸地島嶼及び海面をも含む三五九平方マイルは租借地を利用して、江西、廣東二省の產

浙江二省の海岸をつそり利用してゐたが現在のやうに敵重な封鎖では、香港に極めて近いところを潛る以外は非常に危険である。よつて、例により英國側に縋つて先づこの方面を第一候補地域として、いくらかでも出さうとするものと思はれる。

とにかく、廣東陥落後の假の省政府所在地詔闈から十ヶ所に定期バスを出してゐるところから見ても、非常な冒險ではあるが前記の如きたくらみはあるであらう。

滇緬公路は周知の如く輸送力の貧弱な長い山間道路であり、他の地下潜入的な方法では勿論いくらも運べないのに、借款は二千五百萬ドルだが三千萬ドル分のタンゲスデンを送る約束をしたといふのであるから、その目的を達するまでには當然多くの年限を必要とする。昨一九三九年は佛印ルートが使用されたにも拘らず、僅かに一千萬米ドルくらゐしか輸出されてゐないのがこれを證據だてるであらう。

ド・コール政権に歸した

二十九  
カリニツの邊情

太平洋に於ける佛領諸島は、佛本國ベタン政府の勢力が直接に及ぼぬため、在英ド・ゴール政権の工作が行はれ、佛本國の降服以來政情の不安を來してゐたが、ニューカレドニアに於ては九月十九日、ド・ゴール派に屬する前ニユーハイア島知事のソートは突如上陸し、同島首都ヌメアの總督官舎を占領してド・ゴール政権の下にニュー・カルドニア總督に任命された旨を宣言し、ドニ總督をはじめ憲兵司令官その他公廳側の要人及び憲兵等數十名を監禁してクーデターを行ひ、ニューカレドニア島をド・ゴール政権の支配下に置く旨を發表するに至つた。

そして島民の大半は歐洲の情勢に對し正確な認識を缺きソートに引きずられてゐる成行であり、結局、同島はド・ゴール政権の勢力下に歸するものとみられてゐる。

なほソートのクーデターが成功したのは殆んど遠洲政府

プリデス島知事ソートを迎へた旨を表明したのである。それに對し總督は五日の議會に、「國家の利益及び人民の要望に從ふため島民代表者と共に諸般の問題處理に協力する用意あり」との通告をなし、これにより總督はペタン政府を否認しド・ゴール政權承認ならびに英國依存を明示することとなつた。

側の單一統治下に移される等、南太平洋佛領諸島は佛本土か  
ら遠距離にあるとともに英米の勢力に近い關係上、次第に  
ペタン政府から離れようとする傾向を強め、ニューカレド  
ニア島議會は八月二十九日、態度明瞭ならずとして遂にペ  
リシエ總督辭職勸告決議を行ふに至つたが、ペタン政府は  
島議會の意向を抑へて新たにドニ中佐を總督に任命したの  
である。

かくてドニ新總督は、九月二日、「今やフランス殖民地  
は殆ど全部がペタン將軍に忠誠を示してゐるにもかゝはら  
ず、島民は依然として奇怪なる思想に左右されてをり、

せよ」とラヂオを通じて島民に呼びかけた。しかしながら、新總督の断然たる方針にも拘はらず島民の過半は、ド・ゴール政權一派に引きずられ、遂に九月十九日のクーデターとなり、ベタン政府を代表するドニ總督に代つてド・ゴール政權のソート總督が島政を掌握するに至つたのである。因みにニューカレドニア島は、吾が委任統治領クサイ島の南方一千五百浬の地點に横たはり、瀬内クイーンズランド州、ニュージーランド、斐ジ諸島の英領各地の中部に位してゐる。

わが國との貿易は、近來漸次増加の傾向にあり、次の通りとなつてゐる。

	日本より輸出	日本へ輸入
一九三六年	五〇萬圓	三四萬圓
一九三七年	四四萬圓	九五萬圓
一九三八年	一〇〇萬圓	九五萬圓

在留邦人は附近一帯の諸島をも合して大約一千一百名を算し、山下汽船の七千噸級が毎月一回の直通航路に從事しているのである。

ド州、ニュージーランド、フィジ諸島の英領各地の中部に位してゐる。

わが國との貿易は、近來漸次増加の傾向にあり、次の通りとなつてゐる。

	日本より輸出	日本へ輸入
一九三六年	五〇萬圓	三四萬圓
一九三七年	四四萬圓	九五萬圓
一九三八年	一〇〇萬圓	九五萬圓

在留邦人は附近一帯の諸島をも合して大約一千一百名を算し、山下汽船の七千噸級が毎月一回の直通航路に從事してゐるのである。

—外務省情報部—

一〇〇萬圓  
九五萬圓  
九五萬圓  
三四萬圓  
五〇萬圓  
四四萬圓

の援助によるものと見られており、ハムン政  
府側はこれを宣誓の<sup>日付</sup>として賛成申で

の救助によるものと見られており、<sup>ハクシ</sup>政  
府側は夙にヌアマに軍艦を派遣して警戒中で  
あつたにも拘はらず、ソートは淺洲の軍艦に  
援護されてヌアマに上陸したとも傳へられ、  
時あたかも英米間に太平洋に於ける共同行動の折衝<sup>ハクショウ</sup>が進  
められてゐることと關聯して、このニュー・カレドニアが

ド・ゴール政権下に歸したことは極めて注目されてゐる。これよりさき、六月下旬、ニュー・カレドニア島議會及びヌメア市會は前後してペタン政府と絶縁すべく決議を行つたが、當時のペリシェ總督は主義としてそれに同意したとも傳へられたところ、そのまゝに打過ぎた。

ついで七月二十二日、總督は本島特別議會開會の辭に於て、「民意に従ひ、政治的に英國と行動を共にし、經濟的に濠洲と共に生くる政策を執る」旨を述べ、一見ベタン政府に叛意を表明したが、これは本心でなく、一時的便法と見做されたものこれに對するペタン政府の措置如何が注視されるに至つた。

卷之三

36

## 簡易保険一戸一口

### 増加運動

簡易保険の一戸一口増加運動が、いま全國的に展開されています。

こゝに簡易保険が戰時下にどんな役割を勤めてゐるかといふことを述べて、この運動を理解していただく一助とすることにしました。

戰時下に於ける簡易保険の役割は、統後國民生活の安定強化と國民貯蓄としての働きの二つに分けて考へる事ができます。

簡易保険が統後の國民生活の安定強化に如何に大きな力を持つてゐるかは、保険金額八十億

圓、契約件数四千三百萬件といふその最近の業績が最も雄辯に物語つてゐます。即ち内地の人

口千人について平均五百六十件の契約があるわけであつて、これが物心兩方面からいかに統後

の國民生活の安定に力を持つてゐる事です。

簡易保険はその制度創始以來頗る進歩を續け、この十月一

日で丁度満二十四年になります。たゞ、然に事業以來のこの三年、間の躍進振りは全く驚嘆すべ

きものがありました。試みに最

近の業績を事變勃發前の昭和十二年七月に比較しますと、保険金額で約十割八分、加入件数で五割六分の増加となつてゐます。

事變前に二十年もかゝつて營々として築き上げたものを事變後

使命である地方公共の利益の増

進を圖つてゐるばかりでなく

たといふことになります。そし

て、統後の國民が簡易保険によ

る多額の資金を放出して、戰

時經濟の運行に少からぬ貢献を

やうになつたといふことになる

のです。

時局下の今日、國民貯蓄が如

何に重要なものであるかは改め

て説くまでもありますまい。巨

額の職業の源泉である國債の消

化、生産力擴充資金の供給、大

陸の經濟建設に対する調資金の

立金も激増し、昭和十三年度に

は一億九千五百萬圓の増十四

年度には二億四千七百萬圓の増

加を示し、現在では總額約二十

億圓の巨額に達してゐます。い

ふまでもなく積立金とは、將

來保險金を支拂ふ準備として積

立てるものですが、これを

運用の方面から見ると、わが國

の金融市場の重要な一部を構成

する保險金を支拂ふ準備として積

立てるものですが、これを

運用

# 支那農業讀本

内閣情報部編

12

## 農業

### はしがき

支那事變もこゝに四年、南は海南島から北は蒙疆まで全支の三分の一は皇軍の占領するところとなつた。この廣漠たる地域には「江浙實らば天下飢ゑらず」と稱せられる江蘇、浙江二省の、豊饒なる揚子江沿岸の耕作地帯をも含んでゐるのである。大東亞共榮圈の確立が高唱される今日、その一環としての農業が新たなる觀點から取りあげられ、農業國支那に対する反省が改めてなさ

れることは、占領地域の農業地帯としての重要性に鑑み意義あることと言はねばならない。  
しかしながら、事變當初は、交戰地域の擴大に伴ふ土地の荒廢、農民の避難流亡による農業勞働力の不足によつて、支那農業の特徴である零細過少農經營の下に於ける農業生産力は著しく減退し、加ふるに水害等もあり飢餓の懼れさへないではなかつた。  
しかし次第に治安が回復するに伴ひ、かやうな困難も着々克服され、今や新政府下、わが大陸政策發展の線

に沿うて、膨大な數に上る支那農民に確固たる新秩序を與へる目標の下に、農村の復興、生活の安定が確立されつゝあり、また農業富源も開發せられつゝあるのである。来るべき新時代に於ても、この巨億の農民が新支那國家の根幹をなすものである以上、農業政策の確固たる遂行こそ東亞新秩序の建設にとつて喫緊事なのである。  
まづ支那農業の構造と特質を一瞥しよう。

### 支那農業の特質

支那農業の特質は（一）原則として物納制に表現される半封建的な高率地代（二）零細過少農經營（三）農業生産力の低位（四）農村高利貸の跳梁、（五）自然的惡條件に對する技術的克服の不完全等である。  
かかる特質の起つた原因は、支那が完全に歐米列強の商品市場と化し、自らの正常な工業の發展が阻礙され、從つて、農業人口が依然として農村へ停滯するか、或ひは都市に出てても、ルンペソ的な苦力といふ新らしい労働力と化さざるを得なかつたこと、及びかくしてその農業

經營面積別農家百分率

經營面積別	北方十二省			南方十四省			全國		
	(四四七縣)	%	(四四四縣)	%	(三五七縣)	%	(三五八縣)	%	
五畝未滿	三七・一		三五・八		三五・七		三五・八		
五一一〇	二・五		一・七六		一・七六		一・五二		
一〇一一五	一・五		一・三四		一・三四		一・三四		
一五一〇	一・五		一・一九		一・一九		一・一九		
二〇一三〇	一・六八		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		
三〇一四〇	一・三二		一・一九		一・一九		一・一九		
四〇一五〇	一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		一・〇〇		
五〇一六〇	七・二		六・一		六・一		六・一		
一〇〇畝以上	八・三		八・三		八・三		八・三		

註 一畝一六・一九五二年木畝 民國二十五年中國經濟年鑑による。

なほ農家一戸當り耕地面積は豐饒及び邊縦地方を別とすれば、北中南支十七省では、最高は山西省の三二畝、最低は湖南省の一二畝、平均して一八畝である。勿論牧業を主とする北方諸省とを同一に論ずることは出来ないが、普通支那で農民一家族を養ふに必要な最少限度の耕地面積は、大體二〇畝前後と稱せられることを考へただけでも極めて零細な規模と言はねばならぬ。なほ前表に明らかにやうに、極めて小規模な耕作面積しか有たない零細農と農業雇傭労働者が、南北を通じて壓倒的多数非常に重大である。

小作料は、分益制が最も多く、穀納制がこれにつぎ、金納制は對收穫高に換算すれば三割乃至四割と見られ、最も少い。

右に示したのは正規の小作料であり、これには更に押租、副租等の名稱の下に種々の不利な條件が附屬してゐるもののが普通であるが、これが農業生産力停滞の主要原因をなしてゐる。

農村に於ける高利貸の跳梁については、負債農家、農家の五六%は借金をし、四八%は借糧してゐる)の債務者の大部 分は私人(地主、富農、商人乃至商店)で合計八〇%、これに 典當(質屋)及び錢莊(兩替店)を合せると全農家の九五% は負債を負つてゐることになる。利子は年二割乃至四割 が普通である。このやうな苛酷な條件下にあつて、それ が農民の獨立的經營をいかに困難ならしめてゐるかは說 くまでもない。

以上述べたところから、農業生産力を極度に停滞させ、農民の疲弊、因襲に對し、殆んどなす所なかつた將政權に比し、新政權の新支那農業建設の方向が如何にあるべきか、一應明らかとなるであらう。即ち第一に、支那農業の自然的惡條件の技術的克服であり、第二に、農業生産力の桎梏となつてゐる社會的經濟的諸原因から農民を解放することである。

他方、農業資源開発に關しては問題は二つに分れる。一  
は、日滿文アプロック經濟確立の見地よりする棉花、羊毛、煙  
草等の原料農產物の開發であり、他は、日本農業と對抗關係  
に立つもの、例へば生絲、茶等の問題である。新政權の  
下にそれ／＼積極的且つ合理的な開發が進められつゝあ  
るのであるが、なほ日本の物質的、技術的援助に待つこ  
とが甚だ多いのである。以下、北支、蒙疆、中支、南支、  
海南島と分けて論じよう。

	國	別	小麥	米	大麥	玉蜀黍	烟草	棉花
	支	那	七三五	延	八延	延	九延	九延
日	本	一六九	三至九	一九二	—	—	—	—
印	度	六七	一四九	—	—	—	—	—
ソ	聯	七六	—	八二	—	一五五	—	—
米	國	九七	三三七	一三九	一五八	八四	一七	—
ドイツ	三五	—	冬三六 春二〇〇	—	—	—	—	—
世界平均	九六	一五七	一五五	一五七	七九	一五	—	—
[註]	一九一八一一九二〇年三年平均							

新政権の農業政策

へると説明のつく事柄である。

前、北支三省の年生産額は一三五、九〇一千市擔（一市擔は五〇匁）に達してゐた。高粱七〇、四〇五千市擔、粟は八

輸移入額は、小麥粉全需要量三千六百萬袋の中千八百萬袋、米三百萬石のうち百萬石、雜穀四十萬トンと推定される。このことは北支食糧確保政策、増産政策の緊急性を示唆するものである。

従つて今の北支政務委員會、舊臨時政府は、兵火がおさまるや應急的復興政策を行ふと共に、抜本的な農業政策として、

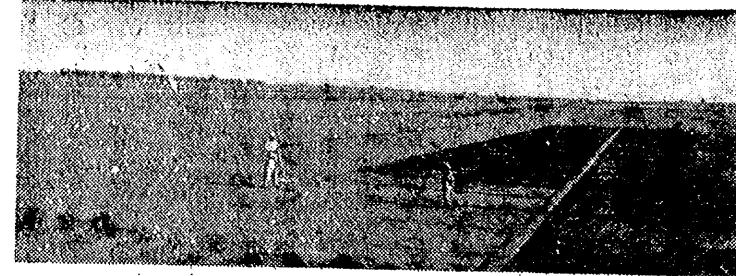


各地に農事試験場、棉作改良機關の設置、華北産業科學研究所の機構擴大、農事合作社を普及せしめることによる、農民の古き社會的經濟的桎梏からの解放

(a) 農村開發、農民救濟を目的とする大土木事業計畫、黄河の治水計畫を始め、各河川の改修など、農業水利問題の解決

までが農民である人口構成から考へると、これは一見不可思議な現象であるが、前記の支那農業構造の特質から考へると説明のつく事柄である。

の問題をとり上げ、興亞院連絡部、軍宣撫班その他各種機關の援助の下に着々成功を見つゝある。わけても棉花增產計畫はその生産狀況から考へて八年後には、一千萬擔



は可能であるとし、畜産物の増殖、わ  
華北棉產改進會、華  
北農事試驗場に對する日本からの技術的、物質的援助と相俟つて、積極的な優良品種の配布、施肥、病蟲害の防除、土地の改良等が指導され

てゐるが、この棉花增產計畫こそ、大東亞ブロック經濟確立の上に重要な一支柱をなすものである。

蒙、疆、蒙疆地帶はその自然的條件と東亞ブロック經濟確立の見地から、家

耕  
畜、畜產物の増殖、わ  
けでも羊の增殖計畫がとり上げられ、狹義の農業政策は比較的に消極的である。以下、蒙疆の農業政策について述べてみよう。

(イ) 土地政策—近代的

的土地制度を確立し、土制地私有を認めるが自

由處分を禁じ、縣長又は政府の許可制とする。

また從來の慣行上の各種土地使用權を尊重す

る。

45

放 放 の 古 蒙

蒙、疆、蒙疆地帶はその自然的條件と東亞ブロック經濟確立の見地から、家

(口) 軍需的農產物として大麻、馬糞作物の増産確保  
(ハ) 各種農產物の優良種子の配布、農事試驗場の設

(ニ) 農產政策、蒙疆は古來畜産を以て有名であり、蒙疆産業の基幹であつたが、蔣政府の指導宜しきを得なかつたため漸次衰減しつゝあつたのである。しかし、事變を契機として、蒙疆新政府により積極的増産計畫が採り上げられ、羊の品種改良、撫毛、加工の改良、放牧地の確保、農事試驗場の設置等が行はれ、且つ又冬期の飼料不足に備へ、冬營地なるものが設置されてゐる。かくして蒙疆が、日本への羊毛原料の供給地となる目も近いであらう。

中支 揚子江流域即ち江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南等何れも農產物に富んでゐる。この地帶は自然的條件に恵まれ水田農業を主とし、概して二毛作である。米を大宗とし生絲、棉花、茶、小麥、大麥、豚毛、皮革等々雜多なものが產出される。

や、いちはやく農村復興計画がとり上げられ、農事調査、難民救済が着々實行された。しかしして新中央政府の南京は政策も極め

下に、

- a. 棉業改進機關の設立
- b. 絲織事業の徹底的改革
  - 合作社網の擴大強化
  - その他各種調査、技術研究所の設立
- c. 飼育の指導等を行つてゐる。
- 南支 南支は一般に山岳に富み、平野は珠江下流のデルタ地帯で過ぎない。是つて農耕はこの地帯に集中する。蠶絲業は中支那振興の下に華中蠶絲がその任に當つてゐるが、優良品種の配給、

中心として米を筆頭に、生絲、大豆、甘藷、落花生、玉米、粟等を産するが、南支全體としては自給自足の域には達してゐない。たゞ米だけは全支產米の二五%を占めてゐるが、その他は煙草の一七%，落花生の一%以外は殆んど一一一%を占めるに過ぎない状態である。新政府の積極的農業政策としても未だ見るべきものはない。

## 新體制早々かり

新體制とは何か——國民の一番知りたがつてゐるこの  
質問に、答へるのが本題である。大政翼賛運動の本質を

す、農業技術水準は極度に低く、灌溉設備等も全然なく、耕地すら水を追うて移るといふ状態である。従つて米の收穫高も、年二回乃至三回作でありながら日本内地の一回作に遠く及ばないのである。產物は米以外には甘蔗、ゴム、椰子、麻等であるが生産高は問題にならない。しかし、治安が最もよく、また自然的好條件に恵まれてゐるので、わが南進政策の尖端たる本島は今後積極的開發政策が强行されれば、その成果は大いに期待して待つべきものがある。

## 露光量違いにより重複撮影

アシア・オセアニア写真大賞  
Asia-Pacific Photo Competition

### 文部省推薦圖書紹介

一般刊

一見章向

◇醫學の倫理——ヒーマニズムと醫學（オカソワ  
イーク著 三浦岱榮譯）本書は醫の本質、  
醫療未來の目的的考察より出發し、個人醫  
學の維持、集團醫學の合理創造、組織化さ  
れた職業に於ける醫師組合主義等を説く。  
ひとり佛蘭西醫學についての問題たるばかり  
でなく、醫師の經濟生活の逼迫に根ざし  
てゐる道徳的煩惱や良医としての社會情勢  
の變轉に關聯し、開業醫制度の再檢討や醫  
療國營などが問題にされるやうな現代の危  
機同様に呼吸してゐる我が國醫師にも直  
接觸れるものであつて、醫人は勿論一般人  
にも何等かの意味で貢獻するであらう（四六  
判二七八頁 定價一圓 送科六錢 発行東京市鈴木町内  
森町二丁二内幸ビル 理想社出版部 振替東京七八三  
〇三番）

### 移轉の御知らせ

内閣情報部もいよいよ擴大強化され  
く内閣情報局として力強くその第一歩を  
踏み出すこととなりました。そこで、廢  
帝も從來の首相官邸を出て日比谷の萬葉  
園劇場あとへ移轉しました。今後いろいろ  
の御通信などは左記へ御願ひ致します  
東京市麹町區丸ノ内三丁目十二番地  
内閣情報部週報編輯部

◇火と焰（白井俊明著）本書は「僕等の科學  
文庫」といふ叢書中の一冊で、「火の歴史」  
から「火の觀察 燃やすガスと燃やすねが  
ス燃えるもの、爆發、燃えぬもの、燃、發火  
法、電氣の火、不思議な火、火事等に至る  
凡そ火と焰に関するすべての事情につい  
て、極めて詳細に、しかも具體的に記述さ  
れてゐる。小學高學年、中等學校下級生向  
けの科學讀物である（新四六判七〇頁 定價一圓  
送科一四錢 発行東京市神田川瀬町一ノ五 読文新光  
社 振替東京六九四番）

◇戦地の子供（國分一太郎著 清水是恵）か  
つて東北の一小學校訓導であった著者は、  
今南支那派遣軍訓導部に於て宣撫班の任務  
につきはつてゐるが、本書は、その宣撫  
工作を通して見た新支那の子供達の生活  
文化を日本の子供のために語つたもので  
ある。「靴ひがきの子供、残飯もらひ、子  
供の商人、海南島で見た子供たち」等三十  
六篇よりなる。戦地の子供の生活を通じて  
新東亜建設への具體的姿勢を知らせるもの  
として、また支那の兒童文化を理解させる  
ものとして子供だけでなく、大人も一讀に  
値する好著である。（四六判四〇頁 定價一圓  
送科一四錢 発行東京市神田川瀬町一ノ三  
中央公論 社 振替東京三四番）

意	注	申込所	定價
内閣印刷局發行課 （東京市神田川瀬町一ノ三 九〇番）	（外國籍依て一冊十錢 に依る地域は十錢）の割合を以前金を添 へ御申込み下さい 特大號の場合は其の都度御拂込金より差額 を申受けます	東京市鈴木町区大手町 内閣印刷局	一部 五錢（外國籍 （外國籍依て一冊十錢 に依る地域は十錢）の割合を以前金を添 へ御申込み下さい 特大號の場合は其の都度御拂込金より差額 を申受けます

Kishi Seikō株式會社

有價證券引受業

公債・社債・賣買

日銀引受國債賣捌取扱

取締役社長 小池厚之助

本店 東京市麹町區丸ノ内二丁目六番地

支店 大阪・名古屋・福岡

露光量違いにより重複撮影

文部省推銷圖書相介

上卷

一見成向

110

三

三

（火と焰（治作明義））本書は、（後半の脚注）  
「軍」といふ義書中の一冊で、火と焰の契史  
から、火の研究、燃やす手と燃やす火、煙霧火  
法、軍事火、不思議火、民事火に至る  
凡て火と焰に接する手と火の事物について  
、極めて詳細に記載し、眞鶴的知識を  
もつゝてゐる。小学校高学年、中等學校授業用書の  
科學講話、まるで讀物の如きを眞鶴は、  
「火と焰」なるかの如き市販書の總覽ノハ、本文の敍述  
と並んである。

意　注　御　所　達　申　價　定

內閣 東都 全國 各省 著者

内  
卷之三十一

錢  
報  
明  
林  
氏  
經  
理  
九  
月  
一  
日  
於  
新  
嘉  
坡  
印  
刷

日銀引受國債賣捌取扱

小池謹秀株式會社

取締役社長 小池厚之助

本店 東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地  
支店 大阪・名古屋・福岡



卷之三

有價證券引受業  
公債・社債・賣買  
日銀引受國債賣捌取扱

小池證券株式會社

取締役社長 小池厚之助

本店 東京市麹町區丸ノ内一丁目六番地  
支店 大阪・名古屋・福岡

週

報

昭和十五年十月十六日第一種郵便物認可  
(毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行



(判L A5) 格規定國はさき大の書本)